



12月の税務カレンダー

- ☆平成27年10月決算法人の確定申告
- ☆4月決算法人の中間申告（法人・消費）
- ☆12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
・・・12月10日まで納付
- ☆固定資産税の第3期分の納付・・・1月4日
- ☆個人事業者の簡易課税選択届・・・12月31日
- ☆給与所得者の年末調整業務



《社労士法人よりお知らせ》

厚生年金保険の調査について

日本年金機構では新しく設立された法人、雇用保険加入事業所で社会保険に加入されていない法人の加入調査を行っています。また加入されていない事業所だけでなく、加入している事業所でも東京都以外では4年に1度調査の方針を掲げていると言われていました。調査の内容は、会社の住所、代表者、電話番号、業種があっているか、試用期間の扱いはどうか、入るべき対象者の人が入っているか。入っている場合は正しい保険料で控除しているか等です。

10月に入ってから調査の連絡が大変多いです。もし調査の連絡が来て、不明な点がありましたら、会計担当者へご連絡下さい。

被保険者証の発行は時間がかかります

資格取得、被扶養者追加での協会けんぽの被保険者証発行等は、即日交付はされません。早くても2週間、時期によっては1か月近くかかります。医療機関へかかる場合は注意が必要です。すぐに必要な場合は、健康保険被保険者資格証明書を発行してもらえば、被保険者証が届くまでの間、この証明書を提示すれば被保険者証の代わりになります。



【税務耳より情報】

早いもので、今年も残すところ、1ヶ月を切りました。今年も年末調整の時期になりました。資料のご準備をよろしくお祈りします。なお、今年も年末調整時には、マイナンバーの記載の必要はありません。詳細は、担当者にご連絡ください。

《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、行田市のカフェ閑居さん。（行田市行田7-3 電話048-556-2052）。秩父鉄道行田市駅徒歩10分程度です。駐車場完備ですので、お車でも大丈夫。ただし、人気のカフェですので、満席の場合もあります。営業時間は、11:00～16:00までです。

元行田市長さんの個人宅だったそうで、落ち着いた広い建物で1階及び2階に席があり、お庭を見ながらお食事ができます。昭和レトロの素敵なお宅です。同じ敷地内にパン屋さん併設されています。

お料理は、手の込んだ家庭料理が中心で、写真は、日替わりのパンのランチ。ご飯のランチプレートもあります。デザートは、質が高く、ティータイムだけ利用されるお客様もいて、いつも賑わっているお店です。

【事務所トピックス】

《恒例の望年会が開催されました！》

11月27日金曜日に埼玉グランドホテル深谷で、ぐる〜ぷ1北部ブロック企画の望年会が開催されました。

第1部は、市民シアター・エフ理事長の竹石研二様に「地域と共に生きる！」をテーマに、地域住民の「生活街」を目指した活動のご報告をいただきました。

第2部は、懇親会で、飲んで食べて語り、ゲームで楽しみ、来年を希望の年にするために頑張ることを確認しました。

